

第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画の素案修正内容について

パブリックコメント手続で提出された意見の趣旨等を踏まえたものや、子ども・子育て支援法第61条第9項に基づく県との協議などで、修正した内容は次のとおり

修正理由	ページ	修正前	修正後
パブコメ 意見反映	1	<p>策定の趣旨</p> <p>【パブコメ意見 資料1-2 No.1、No.2 参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚に対する価値観をどうするかという視点も入れてほしい。</li> <li>・子育ての喜びを知り、結婚の期待を高めるような手立てはどうかあればよいのかについて、触れてほしい。</li> </ul>	<p>策定の趣旨</p> <p>3～4行目を、 「男女がともに、<u>家庭を築き、子どもを生き育てることに夢を持てる環境づくり</u>」 に修正</p> <p>【資料2-2 P1 参照】</p>
県との協議	3	<p>国の出生数</p> <p>【県からの意見】 国の出生数（平成29年）の確定数は、94万6,146人となっているため、3行目の<u>94万6,065人</u>を修正すること。</p>	<p>国の出生数</p> <p>「平成29年は<u>94万6,146人</u>となっております。」に修正</p> <p>※「概数」から「確定数（R元.11.28：H30人口動態統計）」に修正</p> <p>【資料2-2 P3 参照】</p>
県との協議	8 他	<p>本市の人口の推移等</p> <p>【県からの意見】 人口の推移等について、合併前と後での比較を行っている。同一地域の合併前後の人口推移等で比較するか、注意書きをする等の配慮を行うこと。</p>	<p>本市の人口の推移等</p> <p>P8の下部に、 「<u>※この計画における市町村合併（H16.11.1）以前の数値は、旧鹿児島市の統計データを使用。</u>」を追加</p> <p>【資料2-2 P8 参照】</p>

修正理由	ページ	修正前	修正後
パブコメ 意見反映	10	<p>(表2-2) 年齢3区分別人口</p> <p>【パブコメ意見 資料1-2 No.243 参照】 各年の総人口で各区分の割合を算出すると、 平成27年の年少人口割合：×13.8% ⇒ ○13.5% 老年人口割合：×24.8% ⇒ ○24.2% 平成22年の年少人口割合：×14.1% ⇒ ○13.9% 老年人口割合：×21.2% ⇒ ○21.0% となる。</p>	<p>(表2-2) 年齢3区分別人口</p> <p>年齢3区分別人口割合の分母は総人口ではなく、総人口から「不詳」を除いた数となっており、素案に記載の数値そのものは正しいものの、分かりにくいことから、(表2-2)の下部に、「注1) 年齢別割合は総人口から「不詳」を除いて算出」を追加</p> <p>【資料2-2 P10 参照】</p>
パブコメ 意見反映	30	<p>(図2-24) 15～19歳の母親からの出生の推移</p> <p>【パブコメ意見 資料1-2 No.244 参照】 出生数の単位は、×(件) ⇒ ○(人)</p>	<p>(図2-24) 15～19歳の母親からの出生の推移</p> <p>出生数の単位を(人)に変更</p> <p>※統計資料で一般的に用いられる「人」に単位を変更する。</p> <p>【資料2-2 P30 参照】</p>
県との協議	90、 124	<p>第4章2(3)③エ(オ)保育所・幼稚園との連携 第4章2(10)②障害のある乳幼児への保育の推進</p> <p>【県からの意見】 保育所・幼稚園等に通う支援が必要な子どもへの対策及び障害のある乳幼児への保育の推進として、P86掲載の「医療的ケアを必要とする障害児支援事業」を加えてはどうか。平成28年の児童福祉法改正により、保育は必要とする子どもに対して提供されるものであり、医療的ケアについてもそのニーズを受け止め、これを踏まえた対応を図っていくことが重要とされ、支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の一層の推進が求められている。</p>	<p>第4章2(3)③エ(オ)保育所・幼稚園との連携 第4章2(10)②障害のある乳幼児への保育の推進</p> <p>「医療的ケアを必要とする障害児支援事業」を、「その他事業」に追加</p> <p>[事業概要] 医療的ケアを必要とする障害児が適正な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を運営する。</p> <p>【資料2-2 P90、P124 参照】</p>

修正理由	ページ	修正前	修正後
パブコメ 意見反映	98	<p>第4章2(3)⑨指標及び目標一覧</p> <p>【パブコメ意見 資料1-2No.3参照】 「No.3積極的に育児をしている父親の割合」の目標値が低すぎると感じました。父親を対象とする育児の講座や企業の取り組みでもっと改善できるのではないのでしょうか。</p>	<p>第4章2(3)⑨指標及び目標一覧</p> <p>育児における父親の役割は重要であり、父親の育児参加の促進に向けた取組を充実させていく必要があることから、「No.3積極的に育児をしている父親の割合」の令和6年度の目標値を、国の「健やか親子21」の目標値と同じ70.0%とする。 あわせて、「No.6 育てにくさを感じた時に何らかの解決方法を知っている親の割合」、「No.8 むし歯のない3歳児の割合」の令和6年度の目標値についても、国と同じ目標値にする。</p>
県との協議	98	<p>【県からの意見】 国の「健やか親子21」の指標は、最終評価目標（令和6年）の再設定がされたことなどから、同一の指標については確認してはいかがか。</p> <p>※指標No.3、6、8の令和6年度目標値の修正前</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.3 積極的に育児をしている父親の割合 64.0%</li> <li>・No.6 育てにくさを感じた時に何らかの解決方法を知っている親の割合 90.0%</li> <li>・No.8 むし歯のない3歳児の割合 85.0%</li> </ul>	<p>※指標No.3、6、8の令和6年度目標値の修正後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.3 積極的に育児をしている父親の割合 <u>70.0%</u></li> <li>・No.6 育てにくさを感じた時に何らかの解決方法を知っている親の割合 <u>95.0%</u></li> <li>・No.8 むし歯のない3歳児の割合 <u>90.0%</u></li> </ul> <p>【資料2-2 P98 参照】</p>
事業名等 変更	101、 114	<p>第4章2(4)②イ豊かな心の育成</p> <p>【変更前の事業名】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床心理相談員活用事業</li> <li>・不登校児童生徒支援事業</li> <li>・心のパートナー派遣事業</li> </ul>	<p>第4章2(4)②イ豊かな心の育成</p> <p>【変更後の事業名】 左記3事業を令和2年度から統合し、「<u>フレンドシップ支援事業</u>」として実施</p> <p>【資料2-2 P101、P114 参照】</p>

修正理由	ページ	修正前	修正後
県との協議	116 ～ 119	<p>第4章2（8）児童虐待対策の推進</p> <p>【県からの意見】 国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）において、『子ども家庭総合支援拠点』について、2022年度（令和4年度）までに全市町村に設置するとの方針が示されていることを踏まえ、同拠点の整備について記載することを積極的にご検討すること。</p>	<p>第4章2（8）児童虐待対策の推進</p> <p>「<u>子ども家庭総合支援拠点の設置</u>」を、「主な事業」に追加</p> <p>[事業概要] 市独自の児童相談所設置に合わせて、<u>国から令和4年度までに設置を求められている「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、児童虐待対策の体制強化を図る。</u></p> <p>【資料2-2 P119 参照】</p>
県との協議	134、 135、 138	<p>第5章2教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期</p> <p>【県からの意見】 武・田上地区について、確保方策を量の見込みが大きく上回っている年度及び区分があることから、再度検討すること。</p> <p>※県は、量の見込みが、号区分ごとに確保方策の120%以上とならないように計画を策定すべきとしている。</p>	<p>第5章2教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期</p> <p>素案 P138 の武・田上地区の令和4年度における【2号】について、確保方策の120%を超える量の見込みとなっていたことから、確保必要数の区分毎の内訳を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【2号】50名⇒60名、【3号(0歳)】17名⇒7名へ修正。</li> <li>・上記に伴い、<u>各年度の確保方策数を修正</u></li> </ul> <p>また、P134 (3)確保必要数の確保に当たっての考え方を「新たに確保する数は、【2号】、【3号(0歳)】、【3号(1・2歳)】を均等に設定することを<u>基本とする。</u>」へ修正</p> <p>【資料2-2 P134、P135、P138 参照】</p>

修正理由	ページ	修正前	修正後
策定推進 委員会 (庁内委員会)	124	<p>第4章2(10)③障害のある児童生徒への教育の推進</p> <p><b>【策定推進委員会での意見】</b>          県から、第4章2(10)②障害のある乳幼児への保育の推進に、「医療的ケアを必要とする障害児支援事業」を加えてはどうかとの意見があったが、平成28年の児童福祉法改正に伴う医療的ケア児に関する国からの通知は、厚生労働省、文部科学省等との連名で出されており、保育関係だけでなく、教育関係等の取組も示されていたことから、「第4章2(10)③障害のある児童生徒への教育の推進」にも、「その他事業」として追加してはどうか。</p>	<p>第4章2(10)③障害のある児童生徒への教育の推進</p> <p>「<u>医療的ケアを必要とする障害児支援事業</u>」を、「その他事業」に追加</p> <p><b>【資料2-2 P124 参照】</b></p>